

令和6年度 訪問看護実態調査

訪問看護ステーション管理者様



今後の訪問看護連絡協議会活動の参考としたいので、お忙しい中、質問項目も多く誠に恐縮とは存じますが、アンケートへの回答に、ご協力をお願いいたします。

香川県訪問看護ステーション連絡協議会

以下の項目について、令和6年6月1日現在にて該当する番号に○を、()内は具体的にご記入ください。

I. 管理者ご自身のことについてお尋ねします。

1.ご自身が経営者ですか	1)はい 2)いいえ
2.訪問看護経験年数	1)1年未満 2)1～3年未満 3)3～5年未満 4)5～10年未満 5)10年以上
3.訪問看護管理者年数 (現所属での経験年数)	1)1年未満 2)1～3年未満 3)3～5年未満 4)5～10年未満 5)10年以上
4.管理者研修受講の有無	1)無 2)有(受講年 年・主催者名)

II. 事業所の概要についてお尋ねします。

1.開設年月日	S・H・R 年 月								
2.住 所	()市・町								
3.開設主体	1)市町		2)広域連合・一部事務組合						
	3)医療法人		4)医師会・看護協会						
	5)農業協同組合連合会		6)消費生活協同組合及び連合会						
	7)独立行政法人		8)営利法人						
	9)その他()								
4.職員数:人数と常勤換算をご記入ください。									
区分	保健師	助産師	看護師	准看護師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	その他	合計
常勤 専任									人
兼務									人
非常勤									人
合計人数									人
※常勤換算									人
※常勤換算の計算方法:貴施設の1週間の所定時間を基本として、下記のように常勤換算して小数点第一位までご記入ください。									
(例)1週間の所定時間が40時間の事業所で、週4日(各日5時間)の職員が1人いる場合									
非常勤 = $\frac{4日 \times 5時間}{40時間} = 0.5人$									
5.職員の充足状況について									
1)十分足りている 2)まあまあ足りている 3)あまり足りていない 4)足りていない									
6.前項5.で3)あまり足りていない 4)足りていないと回答された方は、どのような職種ですか?									
看護職(□保健師 □助産師 □看護師 □准看護師)									
□理学療法士 □作業療法士 □言語聴覚士 □その他()									
7.新卒看護師を採用することは可能ですか?									
1)採用できる(これまでの採用人数: 人)(現在在籍人数: 人、勤続 年～ 年)									
2)採用できるが希望者がいない									
3)採用できない									
理由 []									
8.受け入れ状況について									
1)小児訪問看護 (1.あり 2.なし) 1.ありの場合の人数: 人									
1.ありの場合、どこからの依頼ですか []									
2.なしの場合の理由 []									
2)精神科訪問看護 (1.あり 2.なし) 1.ありの場合人数: 人									
1.ありの場合、どこからの依頼ですか []									
2.なしの場合の理由 []									

9.看取りについて

令和5年度の看取り件数: 件
 看取りを依頼できる在宅医はいますか? (1.いる 2.いない)
 2.いない で困ったことを具体的に記入してください。



10.資格取得等について

- 1)訪問看護師養成講習会受講者 看護師(名中 名受講)(R6年度受講中も含む)
 2)認定看護師 (1.あり 2.なし)
 3)専門看護師 (1.あり 2.なし) 1.ありの場合、下表に○と人数を記入してください
 4)特定看護師 (1.あり 2.なし)

認定看護師	ありの場合○	人数		ありの場合○	人数
1. 救急看護			12. 透析看護		
2. 皮膚・排泄ケア			13. 手術看護		
3. 集中ケア			14. 乳がん看護		
4. 緩和ケア			15. 摂食・嚥下障害看護		
5. がん化学療法看護			16. 小児救急看護		
6. がん性疼痛看護			17. 認知症看護		
7. 訪問看護			18. 脳卒中リハビリテーション看護		
8. 感染管理			19. がん放射線療法看護		
9. 糖尿病看護			20. 慢性呼吸器疾患看護		
10. 不妊症看護			21. 慢性心不全看護		
11. 新生児集中ケア					

専門看護師	ありの場合○	人数		ありの場合○	人数
1. がん看護			8. 急性・重症患者看護		
2. 精神看護			9. 感染症看護		
3. 地域看護			10. 家族支援		
4. 老人看護			11. 在宅看護		
5. 小児看護			12. 遺伝看護		
6. 母性看護			13. 災害看護		
7. 慢性疾患看護			14. 放射線看護		

特定行為区分	ありの場合、人数		ありの場合、人数
1.呼吸器(気道確保に係るもの)関連		11.創部ドレーン管理関連	
2.呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連		12.動脈血液ガス分析関連	
3.呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連		13.透析管理関連	
4.循環器関連		14.栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	
5.心臓ドレーン管理関連		15.感染に係る薬剤投与関連	
6.胸腔ドレーン管理関連		16.血糖コントロールに係る薬剤投与関連	
7.ろう孔管理関連		17.術後疼痛管理関連	
8.栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理)関連		18.循環動態に係る薬剤投与関連	
9.栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置 型中心静脈注射用 カテーテル管理)関連		19.精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	
10.創傷管理関連		20.皮膚損傷に係る薬剤投与関連	

11.加算等の届出・算定状況についてお教えてください。(算定期間は、令和6年6月1日～8月31日とし、その期間1回でも算定した場合、算定ありとする)

介護保険		届出	算定
		ありの場合のみ○	ありの場合のみ○
介護	緊急時訪問看護加算Ⅰ 1		
介護	緊急時訪問看護加算Ⅱ 1		
介護	訪問看護特別管理加算Ⅰ		
介護	訪問看護特別管理加算Ⅱ		
介護	訪問看護体制強化加算Ⅰ		
介護	訪問看護体制強化加算Ⅱ		
介護	訪問看護サービス提供体制加算Ⅰ 1		
介護	訪問看護サービス提供体制加算Ⅱ 1		
介護	訪問看護サービス提供体制加算Ⅰ 2		
介護	訪問看護サービス提供体制加算Ⅱ 2		
介護	訪問看護ターミナルケア加算		
介護	訪問看護専門管理加算1		
介護	訪問看護専門管理加算2		
介護	訪問看護口腔連携強化加算		
介護	訪問看護遠隔死亡診断補助加算		
介護	訪問看護高齢者虐待防止未実施減算		
介護	訪問看護高齢者虐待防止未実施減算・日割		
介護	特別地域訪問看護加算1		
介護	特別地域訪問看護加算2		
介護	特別地域訪問看護加算2日割		
介護	訪問看護小規模事業所加算1		
介護	訪問看護小規模事業所加算2		
介護	訪問看護小規模事業所加算2日割		
介護	訪問看護中山間地域等提供加算1		
介護	訪問看護中山間地域等提供加算2		
介護	訪問看護中山間地域等加算2日割		
介護	訪問看護初回加算Ⅰ		
介護	訪問看護初回加算Ⅱ		
介護	訪問看護退院時共同指導加算		
介護	訪問看護介護連携強化加算		
介護	訪問看護同一建物減算1		
介護	訪問看護同一建物減算2		
介護	予防緊急時訪問看護加算Ⅰ 1		
介護	予防緊急時訪問看護加算Ⅱ 1		
介護	予防訪問看護特別管理加算Ⅰ		
介護	予防訪問看護特別管理加算Ⅱ		
介護	予防訪問看護体制強化加算		
介護	予防訪問看護サービス提供体制加算Ⅰ		
介護	予防訪問看護サービス提供体制加算Ⅱ		
介護	予防訪問看護専門管理加算1		
介護	予防訪問看護専門管理加算2		
介護	予防訪問看護口腔連携強化加算		
介護	予防特別地域訪問看護加算		
介護	予防訪問看護小規模事業所加算		
介護	予防訪問看護中山間地域等提供加算		
介護	予防訪問看護初回加算Ⅰ		
介護	予防訪問看護初回加算Ⅱ		
介護	予防訪問看護退院時共同指導加算		
介護	予防訪問看護同一建物減算1		
介護	予防訪問看護同一建物減算2		

